

南伊豆町地域公共交通会議の概要について

1 設置目的

地域公共交通会議は、道路運送法の規定に基づく会議です。

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置するものです。

2 協議事項

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

3 南伊豆町地域公共交通会議の構成員

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 社団法人静岡県バス協会
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 静岡県下田土木事務所長又はその指名する者
- (7) 静岡県警察下田警察署長又はその指名する者
- (8) その他交通会議の運営上必要と認める者

4 会議運営

交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が可否を決定します。

5 その他

協議結果については町ホームページで公表します。過去の協議結果や取り組み内容についても公表しています。

南伊豆町公共交通の概要について

1 交通ネットワークの状況

(1) タクシー

町内にはタクシー営業所がなく、伊豆急東海タクシー株式会社の協力のもと、旧下賀茂営業所にタクシーが配備されている(不定期)。

(2) バス

○バスの種類

バスの種類	内 容
①路線バス	・ 東海バスが自ら営業として運行している路線 ・ 赤字になった路線は撤退する
②自主運行バス	・ 撤退する路線バスについて住民が必要としている場合に運行する路線 (道路運送法 4 条) ・ 住民が必要としなければ廃止となる路線
③地域間幹線バス	・ 地域をまたがるバス路線(下田・石廊崎線) ・ 地域に必要なバス路線であり、赤字部分がある場合は国から補助金が交付される。
④自家用有償旅客運送バス (なのはな号)	・ 公共交通空白地を定時定路線で町が運行する。 (青野、一條、※吉田は R3. 10 に廃止) (道路運送法 79 条)

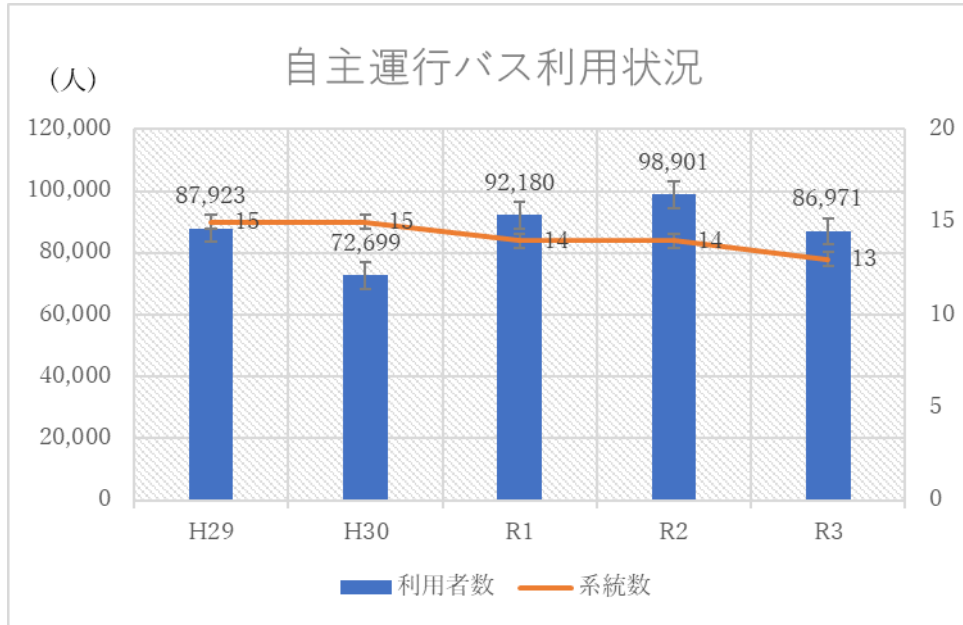
2 南伊豆町の交通関連データ推移

項目	S63	H19	R 3
人口	11,327	9,986	7,941
世帯	3,569	4,024	3,903
自動車保有台数(台)	6,717 (1.9/世帯当たり)	7,980 (2.0/世帯当たり)	7,206 ^{※1} (1.8/世帯当たり)
小売業(店舗)	247	159	102 ^{※2}

※1、2 出展：令和3年度南伊豆町 町勢要覧

※2 平成28年経済センサス活動調査より(最新)

○自主運行バスの利用実績

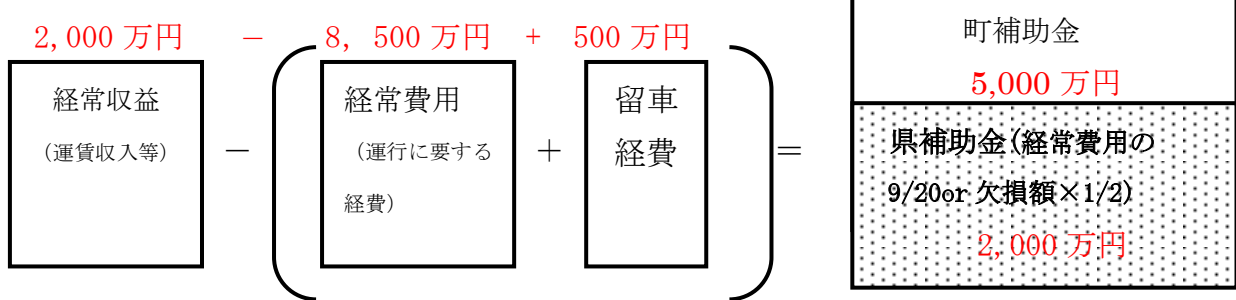


3 自主運行バス事業に係る費用

○ 町補助金

例年5月から6月にかけて乗降調査を実施し、調査結果をもとに算出した自主運行バス事業に伴う欠損額及び留車に係る経費を、バス事業者に補助金として支出。

(例) ※7,000万円の欠損額の場合。



※県補助金は平均乗車密度や補正係数による計算がなされるため、単純な欠損額の1/2とはならない。令和4年度の費用を参考に当てはめる。

特別交付税(県補助金を除いた額の80%措置)
 5,000万円×80%=4,000万円(町の負担は1,000万円)

○南伊豆町高齢者通院バス料金助成事業(所管：福祉介護課) ※平成 24 年開始

概 要：共立湊病院の移転に伴い、下田メディカルセンターまでの通院に要する交通費の一部を助成する。負担軽減及び早期治療を促進し、安心して生活できる環境整備を図る。

補助内容：1 通院に要したバス料金の半額を助成する。バス料金が 2,000 円を超えた場合は、バス料金から 1,000 円差し引いた金額を助成する。

補助対象者：65 歳以上の町民。付添いは 1 名まで対象

(実績)

年度	利用者数(人)	国補助金(千円)		町補助金(千円)
		県補助金(千円)		
H30	45	0		147
		0		
R 1	47	0		159
		0		
R 2	37	0		150
		0		

○南伊豆町重度障害者タクシー利用料金助成事業(所管：福祉介護課) ※平成 8 年開始

概 要：町内の手帳所持者のタクシー賃走基本料金を助成する。

補助内容：1 乗車につき中型及び小型タクシー賃走基本料金相当額をタクシー事業所に支払う。※基本料金・初乗り料金

補助対象者：身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A

(実績)

年度	利用者数(人)	国補助金(千円)		町補助金(千円) ※事業所への支払額
		県補助金(千円)		
H30	11	0		107
		0		
R 1	13	0		83
		0		
R 2	8	0		42
		0		

○へき地患者輸送事業(所管：健康増進課) **昭和 42 年度開始**

概要：準無医療地区について、へき地（三浜、三坂、南上）の患者を最寄りの医療機関まで輸送することにより、へき地における住民の医療を確保する。

補助内容：地域の患者の移動支援

補助対象者：準無医療地区の患者

(実績)

年度	利用者数(人)	国補助金(千円)	町補助金(千円)
		県補助金(千円)	
H30	524	0	0
		382	
R 1	395	0	0
		382	
R 2	297	0	0
		382	

○南伊豆町高等学校等バス通学費補助事業(所管：教育委員会事務局) **※平成 31 年開始**

概要：高等学校等にバスを利用して通学する生徒を扶養する保護者の経済的負担の軽減及び路線バスの利用促進を目的とし、通学定期券の購入補助を実施する。

補助内容：定期券の購入費用の2分の1を補助する。**※鉄道は対象外。**

補助対象者：南伊豆町に住所を有し、高等学校等に就学する生徒で、中学校卒業後3年以内の生徒(定時制の場合は卒業後4年以内の生徒)

(実績)

年度	利用者数(人)	国補助金(千円)	町補助金(千円)
		県補助金(千円)	
H30	581(延べ)	0	9,211
		0	
R 1	593(延べ)	0	10,185
		0	
R 2	788(延べ)	0	11,102
		0	

○南伊豆町立小中学校児童生徒の通学費補助(所管：教育委員会事務局)

概要 要： 通学距離が遠距離の者及び地理的または社会的特殊事情の地区の者に対し、通学費を町が補助することにより、保護者の負担を軽減し通学の恒久的安定を図る。

補助内容： 児童及び生徒にバス定期券又は回数券を交付する。

- 補助対象者： ・ 通学距離 2 km以上の児童 (小学生)
 ・ 通学距離 6 km以上の生徒 (中学生)
 ・ 通学路が地理的または社会的特殊事情の地区の児童及び生徒

- その他： ・ 平成 31 年 4 月 1 日から要件緩和 (小学生の通学距離を 4 km以上⇒ 2 km以上)
 ・ 国庫補助金については、小学校統合後 5 年間の補助金適用期間が H30 で終了したため、R 1 からは町単費で支出している。

※学校統合後、5 年間は通学補助がある。(国補助金：三浜小学校の統合)

(実績)

年度	利用者数(人)	国補助金(千円)	町補助金(千円)
		県補助金(千円)	
H30	定期券：394 (延べ)	273	12, 213
	回数券：25 (延べ)	0	
R 1	定期券：515 (延べ)	0	14, 702
	回数券：16 (延べ)	0	
R 2	定期券：518 (延べ)	0	14, 973
	回数券：6 (延べ)	0	

※回数券は、遠距離通学者で学童保育を利用するなど片道利用の児童。

○南伊豆町移動・外出支援モデル事業概要 (所管：福祉介護課)

概要 要： 令和 3 年 4 月から運転ボランティアを活用した外出支援サービスを実施

取組内容： 介助が必要であり通常の交通機関を単独で利用することが困難な人を対象とする。また乗車に問題が無い場合でも、買い物や病院などの目的地において介助が必要な人を利用者として想定。